

宿泊約款

第1条 (適用範囲)

1. 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 (宿泊契約の申込み)

1. 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条 (宿泊契約の成立等)

1. 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第20条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条 (申込金の支払いを要しないこととする特約)

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条（宿泊契約締結の拒否）

1. 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
 - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき
 - イ：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2法第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ：暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - ハ：法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (6) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われたとき
 - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
 - (9) 栃木県旅館業法施行条例第14条の規定する場合に該当するとき

第6条（宿泊客の契約解除権）

1. 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除く)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条（当館の契約解除権）

1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
 - (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき

- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
 - (5) 栃木県旅館業法施行条例第 14 条の規定する場合に該当するとき
 - (6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき
 - (7) 宿泊客が第 5 条第 1 項第 4 号イからハのいずれかに該当することが判明したとき
 - (8) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われたとき
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等があった場合であっても、宿泊料金はいただきます。

第 8 条 (宿泊の登録)

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び電話番号
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第 9 条 (客室の使用時間)

1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過 1 時間までは、室料相当額の 10%
 - (2) 超過 2 時間までは、室料相当額の 20%

第 10 条 (利用規則の遵守)

1. 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第 11 条 (営業時間)

1. 当館のチェックイン対応時間は各予約ウェブサイトに掲げるところによります。
2. 当館は、原則年中無休です。休業、時間変更がある場合は、各予約ウェブサイトにて告知を行います。
3. 緊急連絡先は当施設内に設置されているハウスマニュアルに記載します。

第12条 (料金の支払い)

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条 (当館の責任)

1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第14条 (契約した客室の提供ができないときの取扱い)

1. 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解をえて、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、別表第2に掲げる違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料の支払いをもって宿泊客に対する損害賠償に代えるものとします。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第15条 (寄託物等の取扱い)

1. 宿泊者の物品又は現金並びに貴重品について、お預かりはできません。

第16条 (委託物等の取扱い)

1. 宿泊者の物品又は現金並びに貴重品について、お預かりはできません。

第17条 (宿泊者の手荷物又は携帯品の保管)

1. 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、次の各号に掲げる

とおり対応します。

- (1) 貴重品（10万円以上の現金その他遺失物法施行令に規定される物件）：発見日を含め7日以内に最寄りの警察署に提出
- (2) 貴重品以外の物品：遺失物法その他の関係法令に従って処理

第18条（金銭その他貴重品と宿泊者の所有物について）

1. 金銭その他貴重品については、宿泊者自ら保管していただきます。なお、金銭その他貴重品の滅失又は毀損等の損害について、当館は、故意又は過失がある場合を除き、責任を負いません。
2. その他宿泊者が持ち込みをした飲食物（品質保持期限付きを含む）、衣服、アメニティなど一切の手荷物その他の所持品についても、宿泊者にて管理していただきます。

第19条（駐車場の責任）

1. 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第20条（宿泊客の責任）

1. 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

第21条（インターネット通信の利用）

1. 当館が提供する Wi-Fi サービスその他の通信手段を利用して宿泊者が行う当館内でのインターネット通信の利用に当たっては、宿泊者自身の責任において行うものとします。また、宿泊者のインターネット通信の利用に関して、当館が不適切と判断した宿泊者の行為により、当館及び第三者に損害が見込まれる場合には、当館はかかるインターネット通信の中止を求めることができ、又は当館に生じた損害についてはその損害相当額を申し受けます。

第22条（客室清掃に関する取決め）

1. 当館では宿泊者が連続して同じ客室を使用する場合は、毎日の清掃は行わず、宿泊者が4連泊以上宿泊する場合のみ、2泊目以降の日で宿泊者が指定した日に清掃を行うものとします。ただし、その清掃は最大で3日に1度の頻度で行うものとし、予約時にこの規定と別の取決めが設定されている場合は、その予約時の取決めが適用されます。なお、宿泊者からの指定がない場合は、法令及び都道府県条例などの趣旨に鑑み客室存続及び衛生管理に必要と思われる最低限の清掃を行うものとします。

また、清掃不要とされる期間中においても、タオルの交換、アメニティの補充、ゴミの回収は行いますが、リネン類の交換は行いません。客室存続及び衛生管理に必要な最低限の清掃回数に関する当館の判断について、宿泊者はこれを拒否できないものとします。

第23条（その他）

1. 当館の責に起因しない事由により、宿泊者と他の宿泊者との間でトラブル、事故その他紛争が発生した場合は、宿泊者において解決するものとし、当館はその責を負わないものとします。

		内 訳
宿泊者が支払う料金の総額	ご宿泊代金	基本宿泊料（室料＋夕・朝食料）
	追加料金	アーリーチェックイン・レイトチェックアウト 追加料理・追加飲料
	税金	消費税・入湯税

別表第1．宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

備考

1. 基本宿泊料は、各予約ウェブサイトに提示する料金によります。

別表第2．違約金（第3条第3項、第6条第2項及び第3項、第7条第2項並びに第14条第2項関係）

	不泊	当日	前日	2～3日前	7日前	14日前	30日前
一般予約	100%	100%	80%	50%	30%	20%	—
4～7棟	100%	100%	100%	50%	30%	20%	—
8～12棟	100%	100%	100%	100%	50%	30%	20%

（注）

※ 各予約ウェブサイトにおいてキャンセルポリシーが設定されている場合は、その設定されているキャンセルポリシーが適用されます。

※ %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

※ 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。